四十五年間人口減少率が〇・一五以上一以上〇・二七未満の市町村（二十五年間人口減少率が〇・一九以上の市町村を除く。）	高齢者比率が〇・三六〇以上又は若年者比率が〇・一一〇以下	市	三七、〇〇〇、〇〇〇円
		町村	一九、〇〇〇、〇〇〇円
二十五年間人口減少率が〇・一九〇以上の市町村		市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
		町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　地籍調査に要する経費があること。

二十四　職員の海外派遣に要する経費があること。

二十五　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \frac{494,000円}{}$

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四十五年間人口減少率が〇・一五以上一以上〇・二七未満の市町村（二十五年間人口減少率が〇・一九以上の市町村を除く。）	高齢者比率が〇・三六〇以上又は若年者比率が〇・一一〇以下	市	三七、〇〇〇、〇〇〇円
		町村	一九、〇〇〇、〇〇〇円
二十五年間人口減少率が〇・一九〇以上の市町村		市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
		町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十三　地籍調査に要する経費があること。

二十四　職員の海外派遣に要する経費があること。

二十五　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \frac{493,000円}{}$

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額